

# ◆給付奨学金-学業基準◆

＜警告基準＞ 以下①～②の基準の内、いずれかに該当した場合

①通算修得単位数が標準単位数の7割以下

| 終了セメスター   | 通算修得単位数 |
|-----------|---------|
| 1セメスター終了時 | 11単位以下  |
| 2セメスター終了時 | 21単位以下  |
| 3セメスター終了時 | 32単位以下  |
| 4セメスター終了時 | 43単位以下  |
| 5セメスター終了時 | 47単位以下  |
| 6セメスター終了時 | 71単位以下  |
| 7セメスター終了時 | 99単位以下  |
| 8セメスター終了時 | 123単位以下 |

②年度(年間)GPAが所属する学部・セメスターの下位1/4

アカデミック・オフィスHPにて、セメスター毎のGPAを掲載しています。  
ご自身で、ご確認ください。

[アカデミック・オフィスHP\(成績評価・GPA\)](#)

＜停止基準＞

連続警告の2回目の警告が「GPA事由」のみの場合

※停止後の学業成績(1年間分)が「継続」相当の場合は支援再開となり、「継続」相当以外は廃止。

＜廃止基準＞ 以下①～④の基準の内、いずれかに該当した場合 ※③に該当した場合「返還必要」

①卒業延期が確定した者

| 終了セメスター   | 通算修得単位数 |
|-----------|---------|
| 1セメスター終了時 | -       |
| 2セメスター終了時 | -       |
| 3セメスター終了時 | -       |
| 4セメスター終了時 | 23単位以下  |
| 5セメスター終了時 | 47単位以下  |
| 6セメスター終了時 | 71単位以下  |
| 7セメスター終了時 | 99単位以下  |
| 8セメスター終了時 | 123単位以下 |

②通算修得単位数が標準単位数の6割以下

| 終了セメスター   | 通算修得単位数 |
|-----------|---------|
| 1セメスター終了時 | 9単位以下   |
| 2セメスター終了時 | 18単位以下  |
| 3セメスター終了時 | 28単位以下  |
| 4セメスター終了時 | 37単位以下  |
| 5セメスター終了時 | 47単位以下  |
| 6セメスター終了時 | 71単位以下  |
| 7セメスター終了時 | 99単位以下  |
| 8セメスター終了時 | 123単位以下 |

③通算修得単位数が標準単位数の1割以下

| 終了セメスター   | 通算修得単位数 |
|-----------|---------|
| 1セメスター終了時 | 1単位以下   |
| 2セメスター終了時 | 3単位以下   |
| 3セメスター終了時 | 4単位以下   |
| 4セメスター終了時 | 6単位以下   |
| 5セメスター終了時 | 7単位以下   |
| 6セメスター終了時 | 9単位以下   |
| 7セメスター終了時 | 10単位以下  |
| 8セメスター終了時 | 12単位以下  |

④連続して「警告」に該当

連続警告の2回目の警告が  
「GPA事由」以外の場合